

# 林内路網整備事業実施要領

令和2年3月31日付け森第1784号

最終改正 令和5年3月30日付け森第1232号

林内路網整備事業の実施については、林内路網整備事業補助金交付要綱（令和2年3月30日付け森第1782号。以下「要綱」という。）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

## 第1 事業の趣旨

森林資源が充実したエリアにおいて、効率的な原木生産に必要な林業専用道等と森林作業道のネットワークを整備し、原木生産と再生林の低コスト化を図ることを目的に、森林作業道及び中規格作業道（以下「森林作業道等」という）の開設や林業専用道等に付属する作業ヤード等の設置に要する経費を支援する。

## 第2 採択基準

### 1 事業種目①～④

原則として、森林作業道等の開設の実施年度に主伐を実施するものとする。ただし、主伐を効率的に実施するために必要な場合は、主伐に2年先行して森林作業道等の開設を実施することができるものとする。

### 2 事業種目①、③及び④

- ・市町村、市町村の委託又は出資を受けた団体（以下「市町村等」という）が直営又は費用負担により、林業専用道等を新たに開設・延伸又は既設道の機能強化をする場合に、それに接続する森林作業道等の開設を補助対象とする。
- ・機能強化とは、重機を用いて補強、改良を行う工事とする。

### 3 事業種目⑤、⑥

新たに開設・延伸又は既設の林業専用道等に付帯する作業ヤード又は排水施設の整備を補助対象とする。

### 4 個別事項

#### ①森林作業道の開設

- ・第11に定める規格を有すること

## ②森林作業道開設（市町村協調支援）

- ・ 県の補助を受けようとする森林作業道であって、当該森林作業道について市町村が森林作業道の開設 1 mあたり 1,000 円以上を補助すること
- ・ 第 11 に定める規格を有すること

## ③中規格作業道の開設 I

- ・ 要綱別表 1 に定める国交付金により中規格作業道の開設を行うこと
- ・ 第 11 に定める規格を有すること

## ④中規格作業道の開設 II

- ・ 県の補助を受けようとする中規格作業道であって、国交付金が活用できない路線であること
- ・ 第 11 に定める規格を有すること

## ⑤作業ヤード整備

- ・ 原木の仕分けを目的とした土場として 1 か所当たり 400m<sup>2</sup> 以上の広さを有すること

## ⑥排水施設整備

- ・ 林業専用道等の排水施設とし、排水又は濁水の流出防止を目的として横断溝、流末処理施設、沈砂池等を整備するもの

## 第 3 事業計画等

### 1 事業計画書の作成

事業主体は、林内路網整備事業実施計画書（様式 1）（以下「実施計画書」という。）を作成し、農林水産部長に提出するものとする。

### 2 事業計画書の変更

事業主体は、既に提出した実施計画書が要綱別表 1 の重要な変更該当する場合（事業の中止又は廃止の場合を除く）は、林内路網整備事業変更実施計画書を作成し、農林水産部長に提出するものとする。

## 第 4 割当内示

農林水産部長は、事業主体に対して、様式 2 により補助金の割当内示を行うものとする。

## 第 5 補助金の算出

### 1 事業種目①～④

補助金額は、施工場所毎の開設延長に補助単価を乗じて求める。なお、開

設延長はm止めとし、1 m未満は切り捨てる。

## 2 事業種目⑤及び⑥

補助金額は、施工場所毎の箇所数に補助単価を乗じて求める。

## 第6 補助対象経費

補助対象経費は要綱別表1の事業種目欄にかかる工事費及び事業主体が事業を実施する上で必要な活動費とする。

工事費は、島根県森林作業道開設要領に準じるものとし、活動費については別表1に掲げる経費とする。

## 第7 交付決定

要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請があり、適当と認めたときは、様式3により交付決定をするものとする。

## 第8 交付決定の変更

要綱第4条の規定に基づく変更承認申請又は要綱第7条の規定に基づく中止（廃止）申請があり、適当と認めたときは、様式4により交付決定の変更をするものとする。

## 第9 交付決定前の着手

補助事業の着手は、原則として第7の規定に基づく交付決定を受けてから行うものとするが、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業主体は様式5を知事に提出しなければならない。

## 第10 補助金の額の確定

- 1 要綱第5条の規定に基づく実績報告書が隠岐支庁長、各農林水産振興センター所長又は各農林水産振興センター地域事務所長（以下「所長等」という）に提出されたとき、所長等は検査を行い、実績報告書に検査調書を添えて農林水産部長に送付するものとする。ただし、複数の管内で事業を行う森林整備法人から実績報告書が森林整備課に提出されたとき、森林整備課において検査調書を作成するものとする。
- 2 知事は、検査の結果適当と認められる場合は、様式6により額の確定を行うものとする。

## 第 1 1 規格構造

### 1 事業種目①及び②

森林作業道の開設にあたっては、現地の地形（傾斜）や導入する機械（作業システム）にあわせて、最適な集材距離（路網密度）となるよう線形を計画する。

また、不適切な路網の開設は、林地の浸食・崩壊の原因を招く恐れがあるため、路面に集まる雨水の分散排水に努め、切り取り法高はできるだけ低くし、伐開幅、道幅についても通行及び作業の支障のない範囲で必要最小限とする。

#### (1) 伐開幅

3 m程度を目安とし、幅員に応じた必要最小限度の伐開幅とする。

#### (2) 幅員

2～3 mとする。

#### (3) 縦断勾配

木材搬出のための車両等が安全に通行可能なものとする。

#### (4) 曲線半径

木材搬出のための車両等が安全に通行可能なものとする。

#### (5) 切取法面

法切は、雨水が法面を叩かないよう垂直切りを原則とし、法高は1.5 m程度を限度とする。

局所的に1.5 mを超えざるを得ない場合の切土法面勾配は土砂の場合6分、岩石の場合は3分を標準とする。

#### (6) 盛土法面

バケット背面及びカタピラ（無限軌道）で十分に転圧し、整形する。盛土勾配は、現地の状況、工法に応じた盛土が安定する勾配とする。

#### (7) 排水施設

排水施設は、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、適切な間隔で設置する。

排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開渠とし、暗渠（ヒューム管等）を設置する場合は、管径は流量を考慮して決定するものとする。

ゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や

足回りを考慮する。

側溝は、湧水箇所等に限定し、素堀を原則とする。

(8) 工作物

工作物は、現地で調達できる間伐材や根株、転石を積極的に利用する。

(9) その他

その他定めのないものについては、林業普及員に協議する。

## 2 事業種目③及び④

中規格作業道の開設については、別紙「中規格作業道の取扱いについて」のとおりとする。

### 第12 森林作業道等開設の調査・測量・設計

(1) 予備調査

地形図（1/5,000）、空中写真等を利用し、路線のより有効な計画線を検討する。

森林の所有界、所有者を調査し、道路敷への土地提供の可否を検討し、関係者の承諾を得る。

保安林、自然公園、河川などの関係法令に基づく制限地内にかかる場合は、事前に関係機関と十分協議を行い必要な手続きを行うものとする。

(2) 踏査

図上調査に基づいて、現地の地形、地質等を踏査し、適切な線形とする。

(3) 延長測量

延長測量（出来高）は、路線中心線上をポケットコンパス等により測量し、測点間距離は最大で20mを限度とし、路線の変化点、地形の変化点等に測点を設けるものとする。

(4) 設計図書（出来高設計図書）

実測図（平面図）、施工前後（起点、終点等）の写真、使用重機（作業中）の写真を路線毎に作成し、事業実績報告書に添付する。なお、横断工、丸太組工、その他工作物を設置した場合は、実測図（平面図）に設置箇所を記入する。

事業実績報告書のうち設計図書については、所轄の隠岐支庁、各農林水産振興センター（同センター地域事務所を含む）で保管し、検査に用いるものとする。

### **第13 周辺環境への配慮**

作設工事中及び森林施業の実施中に、公道や溪流への土砂流出や、土石が周辺に転落しないよう、沈砂池、防護柵等の必要な対策を講じなければならない。

また、事業実施中に希少な野生生物の生息・生息情報を知ったときは、必要な対策を検討する。

### **第14 走行時の安全確保**

森林作業道等の規格構造は車両等が安全に通行可能なものとし、事業主体は車両等の運転者に対して、安全な走行に必要な対策を講じることとする。

### **第15 伐採完了の報告**

事業主体は、森林作業道等開設後、計画する伐採が完了したときは、その日から起算して1ヶ月を経過した日までに様式7を作成し、農林水産部長に提出するものとする。

### **第16 書類の提出**

この要領に基づき事業主体が提出する書類は、施工地を所管する所長等を経由して森林整備課に提出するものとする。ただし、複数の管内で事業を行う森林整備法人の場合は森林整備課に提出するものとする。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月17日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行することとし、改正前の規定に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

別表1 活動費の対象経費

区 分	内 容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者の労賃
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助員等の賃金）ただし、賃金支弁者にかかる社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及び賃貸料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

## 中規格作業道の取扱いについて

中規格作業道の実施にあたっては、第1の事業で定める、国、県の要綱・要領・運用及び県の森林作業道作設指針、開設要領・運用・設計積算要領の規定における「森林作業道」を読み替え適用するものとするが、この通知に定める事項についてはこれを優先する。

### 第1 対象事業

島根県林業・木材産業循環成長対策交付金事業  
島根県林内路網整備事業

### 第2 中規格作業道

中規格作業道とは、幹線林道、支線林道又は林業専用道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道をいい、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、森林作業道の幅員3.0mに0.5m程度の余裕幅を付加したものとする。

また、作設にあたっては、費用を抑えて経済性を確保しつつも繰返しの使用に耐えるよう丈夫なものとし、路体は堅固に締め固めた土構造によることを基本とし、線形は、土工量の抑制及び分散排水により路面浸食等を防止するための地形に沿わせた屈曲線形及び波型勾配とする。

構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な個所に限定して設置する。

### 第3 規格・構造

#### (1) 幅員

中規格作業道は、高性能林業機械やトラックの走行が想定され、幅員は3.5m程度とする。

#### (2) 曲線半径

曲線半径は、使用する高性能林業機械やトラックの規格及び生産する素材の長さ等を勘案して決定するものとするが、トラックの走行は、最小回転半径12m程度以上とする。

なお、屈曲部の設計に当たっては、拡幅量、土工量、工作物の設置等の現地の状況を踏まえ、高性能林業機械やトラックの安全走行を確保しつつコストの縮減が図られるよう総合的に検討するものとする。



### (3) 曲線部の拡幅

曲線部においては、高性能林業機械やトラックが安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して曲線部には、0.25m～1.25m程度の拡幅を確保する。

当該曲線部の拡幅量は、土工量等の縮減にもつなげるため、曲線半径に応じ、次表を目安とする。

(曲線半径に応じた拡幅量)

曲線半径 (m)	拡幅量 (m)	曲線半径 (m)	拡幅量 (m)
以上 未満		25～38	0.25
12～13	1.25		
13～15	1.00		
15～19	0.75		
19～25	0.50		

### (4) 緩和区間

屈曲部には、緩和接線による緩和区間を設ける。

緩和区間長は、B、C、E、Cを基点として8mを標準とする。

### (5) 視距

視距は、15m程度以上とする。

### (6) 縦断勾配

縦断勾配は、高性能林業機械やトラックの安心・安全な通行を確保し路面侵食等を防止するためできる限り緩勾配とし、目安は次のとおりとする。

- ① 7%以下を標準とする。
- ② 地形の状況等により必要な場合には、縦断勾配を12%以下とする。
- ③ 延長100m以内となる場合に限り14%以下とする。

縦断勾配、土質条件等から、路面浸食の発生、林業機械等の走行に危険が予想される場合はコンクリート路面工等を検討する。

## 第4 路盤工

- (1) 路盤材は、切土によって発生した岩砕、礫等の活用を図るとともに、適材が得られない場合にあってはクラッシュラン、切込砂利等を用いるものとする。
- (2) 路床が岩石等の場合は、強風化、節理の発達等により交通荷重の支持力が十分でない場合及び逆目による凹凸等で車輪の損傷等が想定される場合を除き、路盤工を省くことができる。
- (3) 急勾配で路面侵食が発生するおそれがある場合は、路面浸食を防止できる構造とすることができる。

## 第5 標準断面図

中規格作業道は、別に示す「島根県中規格作業道標準断面図」による断面を基本とした路線とする。

## 第6 補助金額の算出

中規格作業道の補助金の算定については、島根県森林作業道開設要領第11によらず、以下により補助金の算定を行うものとする。

### (1) 直営施工による場合

事業主体が中規格作業道の作設を直営で実行した場合、補助金額は、中規格作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均5千円を乗じた金額を上限とし、実行経費の積み上げとの比較によりいずれか低い金額を採用し、補助金額を算出すること。

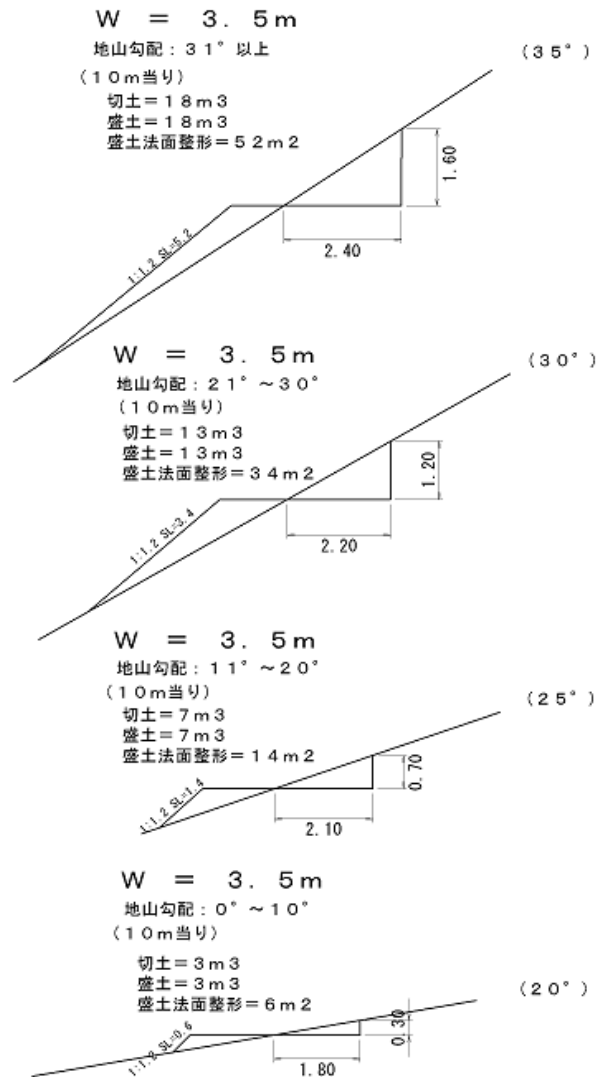
### (2) 請負施工による場合

事業主体が森林作業道の作設を請負で実行した場合、補助金額は、森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均5千円を乗じた金額を上限とし、請負金額及び請負金額以外にかかった実費（測量・試験費（委託）、直営施工分、工事雑費及び事務雑費）を合計した金額との比較によりいずれか低い金額を採用し、補助金額を算出すること。

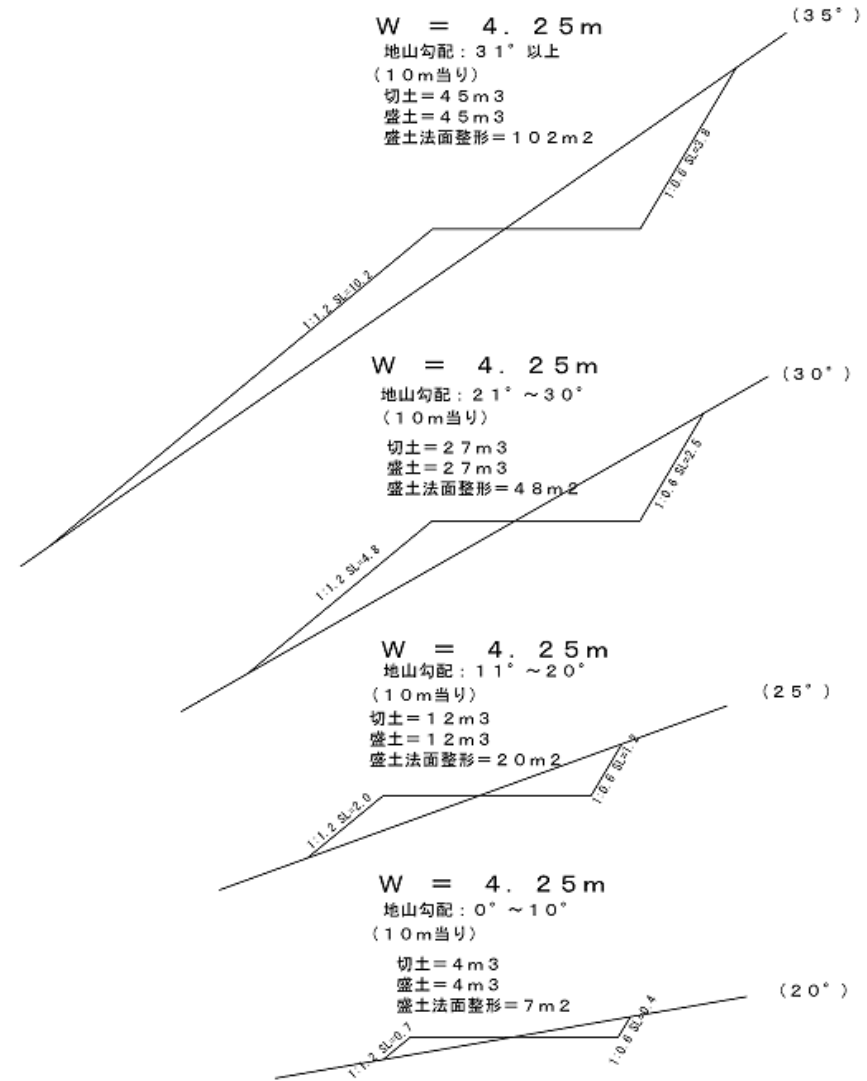
# 島根県中規格作業道標準断面図

S = 1:100

## <直線区間>



## <曲線区間 (曲線半径 12m ~ 38m相当)>



様式 1

番 号  
令和 年 月 日

島根県農林水産部長 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

令和 年度 林内路網整備事業（変更）実施計画  
林内路網整備事業実施要領第 3 の規定に基づき、別添のとおり提出します。

様式 1 附

令和 年度 林内路網整備事業（変更）実施計画書

事業種目 森林作業道の開設、中規格作業道の開設

事業種目	市町村	町 (大字)	路線名	定額単価	事業内容	事業費	国交付金	県補助金	市町村 補助金	その他	当該路線に係る森林施策等				当該路線に係 る木材生産量 (m <sup>3</sup> )	接 続 道		備 考					
											計画面積 (ha)		完了時期 (R0.0)			接続路線名	開設等内容	循環型林業 拠点団地	林業公社 関係	市町村 有林	その他		
											主伐	植栽	主伐	植栽									
森林作業道の開設				2,000	m			0		0													
				2,000	m			0		0													
	小計			2,000	0 m	0		0		0	0.00	0.00			0.00								
森林作業道の開設 (市町村協調支援)				1,000	m			0	0	0													
				1,000	m			0	0	0													
	小計			1,000	0 m	0		0	0	0	0.00	0.00			0.00								
中規格作業道の開設Ⅰ				3,000	m		0	0		0													
				3,000	m		0	0		0													
	小計			3,000	0 m	0	0	0	0	0	0.00	0.00			0.00								
中規格作業道の開設Ⅱ				5,000	m			0		0													
				5,000	m			0		0													
	小計			5,000	0 m			0		0	0.00	0.00			0.00								
合 計				0 m	0	0	0	0	0	0.00	0.00			0.00									

注) 1 路網位置図 (1/50,000) 及び路線図・伐採計画図 (1/5,000) を添付すること。

2 「国交付金」とは「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 (令和5年3月30日付け4林政経第899号)」に基づく事業とする。

3 「当該路線に係る木材生産量」欄は「当該路線に係る森林施策等」の「計画面積」の「主伐」に係る木材生産量について、それぞれ記載すること。

1つの対象エリア内に、異なる事業種目の路網を整備 (例 A区域に中規格作業道、森林作業道を一体的に整備) する場合は、事業細目毎に計上するが、それぞれ同一の路線名とすること。

4 なお、1つの対象エリア内に、異なる事業種目の路網を整備 (例 A区域に中規格作業道、森林作業道を一体的に整備) する場合は、上位 (中規格作業道、森林作業道の順) の路線にまとめて森林施策等の計画量を記載すること (重複不可)。

5 「当該路線に係る森林施策等」の「計画面積」及び「当該路線に係る木材生産量」欄については開設後2年間の計画について記載すること。

6 接続道欄の「開設等内容」には、新設又は機能強化の内容を記載すること。

7 備考欄には、各計画の現場条件を記入すること。「循環型林業拠点団地」、「林業公社関係」、「市町村有林」に該当する場合は団地名等を記入すること。

8 第3の2の変更の場合は、上段: 変更前書き、下段: 変更後書きの2段書きとすること。

様式 1 附

令和 年度 林内路網整備事業（変更）実施計画書

事業種目 作業ヤード整備、排水施設整備

事業種目	市町村	町 (大字)	施工路線名	定額単価	事業内容	事業費	県補助金	その他	備 考			
									循環型林業 拠点団地	林業公社 関係	市町村 有林	その他
作業ヤード整備				500,000	箇所		0	0				
				500,000	箇所		0	0				
	小計			500,000	0 箇所	0	0	0				
排水施設整備				20,000	箇所		0	0				
				20,000	箇所		0	0				
	小計			20,000	0 箇所		0	0				
合 計					0 箇所	0	0	0				

注) 1 路網位置図 (1/50,000)、施設整備を行う箇所を明示した路線図・伐採計画図 (1/5,000) 添付すること。

2 備考欄には、各計画の現場条件を記入すること。「循環型林業拠点団地」、「林業公社関係」、「市町村有林」に該当する場合は団地名等を記入すること。

3 第3の2の変更の場合は、上段：変更前裸書き、下段：変更後裸書きの2段書きとすること。

様式 2

番 号  
令和 年 月 日

事業主体 様

島根県農林水産部長

令和 年度 林内路網整備事業補助金の（変更）割当内示について  
このことについて、県補助金を下記のとおり（変更）割当内示します。  
なお、補助金交付申請書（変更承認申請書）の提出期限は、令和 年 月 日  
とします。

記

内示額	金	円
（既内示額	金	円）
（今回内示額	金	円）
（累計内示額	金	円）
（（内訳は変更実施計画のとおり））		

様式 3

指令 第 号

事業主体名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林内路網整備事業補助金については、下記のとおり交付を決定します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業内容及び補助事業に要する経費の配分並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林内路網整備事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）、林内路網整備事業補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 30 日付け森第 1 7 8 2 号。以下「県補助金交付要綱」という。）、その他関係通達に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、管理者を定め、その実態を十分把握するように努め、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。管理者は、管理の方法を定め、その維持管理に努めなければならない。
- (5) 特段の理由無く林内路網整備事業実施計画に記載された主伐が実施されない場合は、補助金の返還をさせることがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業により設置した施設を補助金交付の翌年度から起算して 5 年以内に知事の承認を受けずに転用し、又は用途変更してはならない。ただし、天災地変その他止を得ない事由のため、あらかじめ知事の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。知事の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、施設の全部が転用もしくは用途変更又は補助目的が達成できないこととなった場合は全額を、施設の一部が転用もしくは用途変更又は補助目的が達成できないこととなった場合は一部を当該施設等の設置に要した補助金を県に返還しなければならない。



様式 4

指令 第 号

事業主体名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林内路網整備事業補助金の変更については、申請のとおりこれを承認したので、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定の記の一部を下記のとおり変更します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

- 1 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額	既交付決定額 円	今回交付決定額 円	累計交付決定額 円

- 2 交付条件

- (1) 変更の対象となった事業の内容は、当該変更申請書記載のとおりとし、その他については、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定書のとおりとする。
- (2) 補助金交付の対象となる事業の内容及び補助事業に要する経費の配分並びにこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、変更申請書記載のとおりとする。

様式 5

番 号  
令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

令和 年度 林内路網整備事業交付決定前着手届

林内路網整備事業実施要領第9の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり着手したいので提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 着手予定年月日
- 3 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって、実施した施設に損失等を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担すること
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達していない場合においても異議を申し立てないこと
- 3 着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと

様式 6

指令 第 号

事業主体名

令和 年度林内路網整備事業補助金については、下記のとおり確定します。

なお、精算額 円を交付します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

確定額 金 円

様式 7

番 号  
令和 年 月 日

島根県農林水産部長 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

林内路網整備事業に係る伐採完了報告について

林内路網整備事業実施要領第 14 の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

番号	事業年度	交付決定番号 (最終)	事業種目	施工場所	延長 (m)	精算額 (千円)	補助金 (千円)	伐採期間	伐採面積 (ha)	原木生産 実績(m3)
例	R 0 繰	森第 000 号の 2	①		500	2,200	1,000	R4.00.00~R4.00.00	0.0	000
1										

路線図・伐採区域図 (1/5,000)、伐採後の区域写真添付